

## 群馬県立女子大学人事委員会選考委員会規程

### (設置)

第1条 群馬県立女子大学人事委員会（以下「人事委員会」という。）規程第8条の規定に基づき、人事委員会選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

### (組織)

第2条 選考委員会は、審議事項に応じて、人事委員会が必要と認める者をもって組織する。

### (委員長)

第3条 選考委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は会議を招集し、その会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議の定足数)

第4条 選考委員会は、委員の3分の2以上の出席により開催する。

### (審議事項)

第5条 選考委員会は、人事委員会から諮問された事項について審議する。

### (選考委員会の解散)

第6条 選考委員会は、諮問された事項についての人事委員会への答申をもって解散する。

### (委員以外の者の出席)

第7条 選考委員会は、会議の運営上必要と認めるときは、関係教職員の出席を求めることができる。

### (事務)

第8条 選考委員会の事務は、総務企画係で処理する。

### (改廃)

第9条 この規程の改廃は、人事委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

### 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。